

第2回神奈川県いじめ防止対策調査会議事録

○事務局

定刻になりましたので、第2回神奈川県いじめ防止対策調査会を開催いたします。

私は、この調査会の事務局を務めます、学校支援課の杉山と申します。よろしくお願いいたします。

まず、本日の会議ですが、出席者が委員の半数を超えていますので、開催の定足数を満たしております。

次に、傍聴の取扱いについて確認したいと思います。

県の情報公開条例では、この調査会は、非公開情報が含まれる場合や、公開することで会議の運営に支障が生じる場合を除き、原則公開することとなっています。

本日の議題では、プライバシーに関する事項など非公開情報の取扱いはないため、公開とさせていただきたいと考えておりますが、御異議はございませんでしょうか。

－ 異議なし －

それでは、公開とさせていただきます。

本日の会議の傍聴でございますが、希望なしでございました。

次に、本日の会議資料についてですが、次第、座席表、委員名簿、資料1から資料3、以上の資料を配付させていただいております。お手元にない方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、以降の議事進行は、柳生会長にお願いいたします。

○柳生会長

改めまして、本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、次第の1、諮問事項について、「いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に係る県教育委員会の取組について」です。

現在の委員の任期は令和6年4月までですが、本日の会議を除き、あと2～3回の開催となります。今後は、諮問事項のサブテーマ、「ネットいじめについて」と、「いじめに関する正しい理解の促進について」の、2つのテーマについて、同時並行で協議を進めます。

そこで、本日は、前半で、前回協議した「ネットいじめについて」の続きを、後半で、「いじめに関する正しい理解の促進について」について、協議していきます。

それでは、まず、両方のサブテーマに共通する事項について、事務局から説明をお願いします。

－ 資料1により事務局から説明 －

○柳生会長

今の説明について、何かご質問はありますか。

○大谷委員

いじめの件数が増えている背景として、コロナ禍が少しずつ落ち着いてきて、学校に通えるようになってきているものと想像しますが、改めて、事務局で把握されているいじめ増加の背景を教えていただければと思います。

○事務局

いじめの認知件数の増加ですが、いじめを初期段階のものを含めて積極的に認知して、その解消に向けて取り組んだ結果と評価できるのではないかと考えます。一方で、現に多くの児童・生徒がいじめにより心身の苦痛を感じてきたというところも事実であり、そこを教育委員会としては重く受け止めています。また、コミュニケーションや、自分の感情をコントロールするスキルが身につけていない傾向もあり、これも増加の一因ではないかと考えております。

○事務局

補足をさせていただきます。資料1の1ページの上の折れ線グラフを御覧いただきますと、一目瞭然ですが、令和3年度が合計数としては過去最も多いという状況でございます。令和2年度は、御質問の中で触れていただきましたように、学校もコロナ禍で、臨時休業等がありました。それにより、子ども同士で接触する機会が一時期なくなっていたことがあって、減少に転じたものと捉えております。一方で、令和3年度は学校が再開されたため、御覧のように再び増加に転じてきているところです。先ほど事務局から説明させていただきましたが、そうした中で、いじめを早期の段階で認知していくという姿勢もあり、特に小学校では、前年度より6,483件の増加、中学校では、前年度より1,203件の増加となっておりますけれども、学齡的には、小さい子どもたちの中でのいじめが顕著に増加していると捉えております。以上です。

○大谷委員

確認ですが、今のお話を伺うと、認知件数が着実に増えているのは、色んな努力で見出せるようになったけれども、その一方で、コロナの時には、学校生活が閉ざされていて、そこでの人間関係が少ないということもあって、認知件数が減っていったという教育委員会側の理解ということによろしいでしょうか。

○事務局

結果的に令和3年度もコロナ禍でございますので、子どもたちへの影響は、かなり大きいものと捉えております。いじめに限らず、例えば不登校や、自殺ですとか、そういつ

た面でも増加傾向にあり、影響が大きくあったと捉えております。しかしながら、令和2年度につきましては、3か月程度、学校が臨時休業になった期間がございまして、子どもたちそれぞれが家庭の中で過ごし、他の子どもたちとの接触がなかった期間がありましたので、それによっていじめ自体も減少したと捉えております。

○大谷委員

感想になりますが、むしろそのコロナ期に、人間関係ができなかったことが、実はこの令和3年度以降、様々ないじめや自殺などの問題が促進的に増えている背景ではないかと、エビデンスはないのですが、仮説として思っていました。

○佐藤委員

先ほど、事務局から、心身の苦痛を感じている子どもが増えているという点について、重く受け止めているという話があったのですが、いじめの定義も広がっているところでして、この苦痛というのも、重いものから軽いものまで様々あるように思います。今おっしゃったように、重いものの件数が増えているという認識でしょうか。それとも、そこまではない、軽いものまで認知されてきているという印象でしょうか。

○事務局

今の御質問を、いじめの重大事態の発生状況ということで捉えさせていただきますと、令和3年度の重大事態の発生件数は、小・中・高等学校、特別支援学校の公立学校で、神奈川の場合、8件という状況です。令和2年度は14件となっております。そこだけをもって、重い軽いという判断は難しいのですが、統計上は、そのような状況になっていません。

○小島委員

重いか軽いかという判断のところ、先ほど、不登校や自殺という言葉があったと思うのですが、自殺について、もしいじめに関することが要因だったとしたら、かなり質としては重いと考えられると思うのですけれど、それは増えているのか減っているのか、令和2年度と令和3年度を比べることで分かるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○事務局

同じ統計ではございますけれども、令和3年度、公立の小・中・高等学校では、県内で23名が自殺で亡くなっております。令和2年度は27名です。令和元年度は18名であり、先ほど大谷委員からもお話いただきましたけれども、コロナの影響というのが色々なところから出てきていると考えています。また、自殺をした児童・生徒の状況というものも調べてあるのですが、いじめによるものというのは、令和3年度の23名の中では0名となっております。一方、いじめを除いた友人関係によるものが、3名となっております。

○柳生会長

ちょっと気になったのが、友人関係で自殺されている方がいらっしゃるということで、これはいじめではないのでしょうか。

○事務局

いじめを除く友人関係での悩みという調査上での括りで、3名です。いじめの問題では0名となっています。なお、23名のうち15名につきましては、その要因が不明という整理になっております。割合的に65%余りは、要因が分からないという状況でございます。

○柳生会長

それでは、先に進めさせていただきます。

ここからは、サブテーマの1つ目「ネットいじめについて」、協議をしていきたいと思っております。

はじめに、前回の協議内容をまとめたものを事務局が作成していますので、説明をお願いいたします。

－ 資料2により事務局から説明 －

○柳生会長

ありがとうございます。

今後の答申に向けて本調査会として意見をまとめていく必要があります。この資料2により、答申書の作成を見据えた協議ができればと思います。

それでは、資料2について、補足や御意見等ございましたら、お願いいたします。

○大谷委員

資料2の「認知件数増加の背景」の部分で、一番最初に、「コロナ禍により対面でのコミュニケーションをとる機会が減った」という記載については、少し違和感があります。やはり、コロナの前から、もともと子どもたちに、スマートフォンやSNSが普及されていたことを考えると、読み手になった場合に、コロナ禍というのを最初に持ってくるよりも、きちんとまずは、もともと対面でのコミュニケーションの機会が減っていたということを提示したほうが、誤解が生じないと思われましたので、そこは訂正が必要だと思いました。

○柳生会長

なんでも「コロナ禍」でまとめてほしくないということは、私もそのとおりだと思って

います。ちゃんとエビデンスをもって発言するとなると、コロナ禍の影響であることが、はっきりと分かるような数字が出てこないとおかしい。なんとなくの印象でというのは、どうなのかなと思います。

○浅井委員

学校現場から考えても、コロナ禍だったから、子どもたちのコミュニケーションがネットに流れていったわけではないと思います。また、コロナ禍でない時に、みんな対面で話をしてきたかという、そういうわけでもないと思います。大人の世界もそういう社会になっていて、それがそのまま、子どもにもおとりてきたのではないかと思われるので、こういう風に文言を入れる必要はないのかなと思います。

○清水委員

学校現場として、こういう実態を調査することはしていないので、肌感覚でお話しさせていただくことを御了承ください。対面でのコミュニケーションなしに、SNSでコミュニケーションをするかという、しないんですね。対面でコミュニケーションをとって、そのあと家に帰ってからSNSをする、そういうことが起こっています。そこでいじめの認知件数が増えているという印象は受けます。要は、顔を合わせなければ、ネットもやらないというような感じですか。顔を合わせるから、誰かがいないところでみんなLINEでグループを作ってやろうかみたいな感じかなと思います。この文言を入れるかどうかというのは、私にも判断しかねるところですが、学校現場としてはそのような感覚です。

○柳生会長

この間、GIGAスクールの公開研究会を見に行っただけですが、隣同士の子どもたちが意見交換し合うのに、ICTでやっていました。どうしてちゃんと喋らないのかと思いました。学校自体、「自分の意見はICTを通して相手に伝える」というようになっていのではないかと思います。世の中が全部、学校の先生もそうってしまった気がします。隣の子と、お互いの顔を見て話せばいいことなのに話せない。おかしいと思いましたね。今はGIGAスクールがブームだから、そんなことを言っても誰も聞いてくれないと思いますが。意見交換をするのに、いちいちICT端末を取りに行き、持ってきて、自分で立ち上げて、それから話し合おうかというようになっている。しかも、相手を見て話すのではなくて、画面を見て話している。すごい世の中になっているなと思います。ですので、「コロナ」で簡単にまとめてしまいますが、全然コロナではない話です。最初から、そういった人間関係ができています。

○小島委員

そうすると、時代の流れとして、IT機器などを使って色々なコミュニケーションをとるような時代になってきましたが、その上でさらにコロナ禍になったことで、その部

分が強調して見えるようになってしまったということでしょうか。

○柳生会長

私はそのように理解しています。例えば、資料2の3つ目に「ネットリテラシー」が挙げられています。子どもたちに対しては、「発達段階に応じた適切なコミュニケーションのとり方の練習などを、学校でも取り組んでいくことが必要である。」と記載されています。私はこれを課題としてずっと昔から言っています。最近の先生方は、いじめに関する認識が、だんだん下がってきてしまっている。いじめ防止対策推進法のこと、その存在すら知らないというようなことになっている。いじめ防止対策に関するトレーニング、訓練がされていないと感じます。

○小島委員

I C Tを使ってどれだけのトラブルがあるかというのを見たうえで、いじめ防止対策の訓練のようなことを、今の時代に合わせてやらないといけないということでしょうか。

○柳生会長

そう思っています。

○小島委員

そうすると、資料2のところで、「PTAが、ネットリテラシーやLINEの使い方などをテーマとして、講演会や勉強会を実施している例もあり」と記載がありますが、その例というのはどういうものでしょうか。

○柳生会長

昔から、au やNTT や docomo が、宣伝も兼ねて学校へ来たりしていますが、なかなか広まっていきません。もっとやりましょうよ、と思います。今回、茅ヶ崎市で初めて提案したのは、例えばストップ・ザ・ルールを、もっとやりましょうと。いじめであれば、いじめの事象が起こった瞬間、学級の中で子どもが立ち上がって、「それ以上言うのはやめよう、それは人を傷つけるよ」ということを、行動で表そうねということ、やりましょうと。いわゆるアサーショントレーニングですね。ただ、これをやろうとしたんですけど、なかなか、学校が大変だということで、難しかったです。資料2にある「発達段階に応じた適切なコミュニケーションのとり方の練習」というのを、学校の先生は教えていないと思います。だから、認知も認識も意識もだんだん下火になっていく。問題としてこのように取り上げる分には構わないと思います。ぜひ、こういうことを学校で取り組んでもらいたい。

○中野委員

学校では、子どもに対して年に何回かアンケートをとっていると伺っていますが、ど

のような質問内容なののでしょうか。例えば資料1の6ページに、「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」とありますが、このような項目で、生徒たちに質問しているのでしょうか。

○事務局

そうですね。他にも、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」ですとか、「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」というように。

○中野委員

「こういうことをされたことがありますか」というような項目がいくつもあって、そこに「はい」と書いたらいじめられていることになりますので、そこである程度生徒に対しては、学校が「これはいけないこと」という方針を示していることになると思います。具体的に、こういう項目で、いつも生徒たちの様子を確認しているというものは、何か公表されているものはありますか。どのような質問を投げかけて、アンケートをとって、このような結果として、載せているのでしょうか。各学校で違うものなののでしょうか、学校独自でやられているものなかでしょうか。

○事務局

学校ごとによって質問項目は異なります。県から例示はしており、各学校の実情に合わせて文言を変えているところもあります。

○中野委員

アンケートをとる際には、ただアンケートをとるだけではなく、いじめはよくないことだという説明をしていると思うのですが、それは各学校の基本的な姿勢として、そのようにされているものと受け取ってよろしいのでしょうか。

○事務局

そうですね、そのような形でアンケートをとっています。また、記名式であったり無記名式であったりというところも、学校によって異なっています。

○中野委員

ありがとうございます。もう一つ質問です。資料2に、ネットいじめの特徴の一つとして、LINEのブロックについて書かれていますが、これも実態としてどれくらいあるものなのでしょうか。他にも、LINEでどのような種類のいじめがあるかとか、生徒や子どもたちにアンケートをとった中で、LINEのブロックをされたものの率が出ているのかとか、何かそういう裏付け的なものはございますでしょうか。

○柳生会長

数字では出てきてないですよ。でも基本的に、いじめといたらほとんどがこれですよ。

○中野委員

LINEのブロックなのでしょう。

○柳生会長

ブロックもそうですね。ブロックだけではなくて、例えばこのメンバーでグループLINEを作ったとします。でも気に入らない人が出たら、その人を除いて新しくグループを作り直すことがあります。そういったグループを、子どもたちはいくつも作るわけです。LINEを使って相手を傷つけることは、やろうとすればいくらでもできるんですね。

○中野委員

それも含めて、ブロックという言い方なのでしょう。

○柳生会長

仲間外しですね。

○中野委員

分かりました。

○片倉委員

ブロックの話が出ましたけれども、それはいじめや仲間外れというものの他に、被害に遭っている子どもが、自らブロックすることはないのでしょうか。

○柳生会長

そういうこともあります。

○片倉委員

自らブロックすることは、いじめから逃げる方法の一つとして、伝えていけることだと思います。LINEのブロックには、仲間外れにするということと、不快な刺激から逃げるために自分からブロックするということが、両方の側面があると思います。

○柳生会長

被害者の感情からすると、逃げるためということもありますが、自らブロックすることで、そこまでいじめから保護されるとは思っていないと思います。結局は外されるわ

けですから、ものすごく傷ついているわけです。自らブロックしてしまうというのは、そんなに多くはないと思います。

○片倉委員

芸能人とかで、たまにブロックしたとかいう話も聞くので。お子さんの場合はあまりそういうことはないのでしょうかね。

○柳生会長

たぶんこれは議論すると時間がかかってしまうと思います。基本的に出てくる情報は日常生活のことですから。悪口を言ったとか、誘われなかったとか、物を返してもらえなかったとか、いわゆる日常生活です。SNSをもっと積極的に先生方が、いわゆるコミュニケーションのツールの一つとして、それをどんどん進化させていくような学級経営をして、そういうことを指導していくことが必要だと思います。「これは悪いことだよ」というのは、みんな分かっています。でも、分かっているけどやめられないのが、いじめなんですよ。そこは難しいところだと思います。「あなたがやっていることは間違いだよ」と言うことは簡単ですけど、そうではなくて、「こういう問題が生まれたから、この問題を、学級経営をしていく上でこんな風に取り上げよう」という視点が少なすぎます。これは私からすると、カリキュラムマネジメントが進んでいないということです。

○浅井委員

LINEだけではなく、Twitterとか色々な部分で、子どもたちのこういう事象は起きているのですけれども、やはりすごく感じるのは、例えばLINEは文字言語だけのやりとりなので、非常に難しいということです。実際に外された側の人にも、不用意な発言とか、そんなつもりで言ったわけではないのに、文字言語で伝えたものが、相手から勝手に捉えられてしまうことが、とても多いです。先ほどネットリテラシーの話もありましたが、発信する側に、自分の中ではそういう気持ちではなかったけど、周りからネガティブに思われるような瞬間が起きてしまうという点では、そういう指導は現場や学校の中でもしていかなければならないですし、また非常に難しいのは、同じようなことが教室の中でも起きていることです。教室の中で、対面で不用意な発言とか、コミュニケーションが苦手なお子さんのしたことで、周りからネガティブに思われるということがあります。さらに難しいのは、ネットやLINEというのは教職員が見ることができず、そこに気づけないという現状です。日頃の教室で起こっていることであれば、それも全部見ているわけではないですが、子どもたちのコミュニケーションを見ながら気づくことはできますが、ネットやLINEで起きているものは、教職員は覗けないので、把握ができないし、分からないというのが、すごく難しさがあると思います。ですから、やはりお互い発信することの難しさを理解していただかないといけないし、あるいは、受信する側も寛容な気持ちを持って、「こういう気持ちでこの子はこう発言した

んだな」というような、道徳的な部分で指導していくことも必要です。大人の世界でも同じように、LINEでトラブルになって、大人同士で喧嘩して、関係が崩れるということもよく聞く話で、まして未熟な子どもたちがそれをやっているという難しさと、教師の方からそれを見つける難しさというのが非常にあると感じているところです。

○佐藤委員

先ほどブロックの話がありましたが、法的にいうと、被害者側がブロックしたとしても、それを相手側がもし不快だなどと思ってしまうと、それもまたいじめになってしまうし、それはリアルな喧嘩と同じで、やられた側が辛いなどと思うと、それはいじめになる。構造的に、大人が見てこっちが被害者、こっちが加害者だろうと思っていても、逆転現象といいますか、今はそれが、どちらも加害者になり得るというような受け止めになっているのかなと思っています。先ほどお話に出ましたけれども、いじめの態様のところで、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるという、ネットいじめについて、かなりざっくりとした受け止めしかアンケートを取られていないかと思えます。このネットいじめについて、これから解消に向けて考えていかななくてはならないし、なかなか被害を見つけられないが、どうにか見つけて気づいていかないといけないという現場の中で、実際にどんなことがネットいじめとなされているのか、もう少し詳細に、現状を知っていくことも大事だと思います。今はこの一項目だけに集約されていますが、これからアンケートをもっと細分化するなど、そういう作業も必要になってくるかと思えます。

○柳生会長

子どもたち自身も、ネットに関しては、いじめに対する耐性が結構できていると思います。「この程度はほっとけばいいんだよ」とか、慣れてきている。ただ、被害者として慣れていない子がそこにはまってしまうと、色んな問題が起こってきます。協議を少し先に進めていきますが、相手の立場に立って具体的な指導をすることや、ネットリテラシーについて、我々のスキル向上も考えていかななくてはならないと思っています。そのあたりをまとめて、何か御意見いただければと思います。

○大滝委員

ネットいじめの問題ですが、ネットリテラシーの問題に尽きると思います。ネットリテラシーの問題は、先ほどから出ているように、コミュニケーションの難しさの問題です。言語的なコミュニケーションだけでやるので、動作的なコミュニケーションとか表情とか、普通のコミュニケーションでとるべきものが全部欠損している中で、非常に激しい文言が飛び交って、それを真に受けるとか、そういうことですね。その他に、これまでの話には出ませんでした。個人情報の垂れ流し、デジタルタトゥーなど、跡を消せないという問題です。もう一つ気になるのは、インターネットで出てくる情報は、ほとんどがガセネタで信用できないものだとは私には思っていますが、ほとんどの子どもた

ちや大人たちは真に受けてしまいます。全然裏をとらないんです。先ほどから話に出ていました、きちんとしたデータもなしに話をするという社会の風潮があって、やはりネットリテラシーの問題は子どもたちだけではなくて大人たちも欠けていると思いますので、ぜひこの国の教育の中で、ネットというのはどういう風になっているかということ、まず初っ端から教えてあげないといけないのではないかと思います。小学校か中学校ぐらいからずっと、LINEひとつとっても、ブロックのシステムとか、例えば「この情報を他の電話帳の人に送っていいですか」とか、最初にそんなことを聞かれても意味が分からない子どももいっぱいいると思います。あと、「個人情報収集してもいいですか」とか必ず聞かれるのですが、あれが一体どういう意味なのか、ちっとも分からないわけですね。そういったものの教育ができていません。こんなに教育、教育と言っておきながら、一番大事なインターネット社会の中の教育というのは、今の日本では全然できていない、なされていないということが気になります。あと、これは直接関係ない話ですが、大人の金銭教育もできていなくて、大人が年を取ってから破綻するということが本当に起きています。ということは、これは大人の問題ではなくて、子どもの時からちゃんとそういうことを教える社会になっていないのではないかと思います。そういう具体的な生きるスキル、生きる伸びるためのサバイバルツールというか、そういうものを教えない教育とはなんなのかと、個人的に思っています。

○松本委員

資料2の裏面の「その他」について、「スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の充実」とありますが、これは大変重要なことだと思います。そこで質問ですが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの仕事というのは、実際にはどのような内容なのでしょう。

○事務局

今、松本委員からお話いただきましたけれども、スクールカウンセラーにつきましては、主に臨床心理士ですとか、精神保健福祉士などの資格をお持ちの方を中心に、神奈川県では中学校や高等学校に配置をしています。主に心の悩み、心の問題の専門家ということで、児童・生徒から話を聞いたりして悩みの解消に向けたカウンセリング等を行っています。場合によっては、保護者の方や先生との相談にも応じるということで、不登校の生徒の対応といった相談にも応じています。一方、スクールソーシャルワーカーにつきましては、社会福祉の専門家ということで、社会福祉士の方を中心に配置しております。スクールカウンセラーの相談の中で出てきた子どもたちが抱えているような悩みにも対応します。例えば家庭の中の問題で、最近ですとヤングケアラーという言葉も出てきていますけれども、家庭の貧困だったり、介護だったり、そういった極端な例を言えば、学校になかなか通えない、自分のアルバイト代を家計に充てているというようなこととか、アルバイトしなくてはいけないので、学校や部活動に参加できないとか、そういった悩みを抱えていたり、修学旅行に行けないという家庭もありますので、

そういった御家庭の課題とか、生徒が置かれている環境に働きかけて相談に乗ったり、対応方策を考えたりして、医療や福祉の専門のところに繋いでいきます。病院の受診を勧めたり、福祉事務所や児童相談所との繋ぎを行ったりと、スクールソーシャルワーカーの方にさせていただいています。

○松本委員

よく分かりました。もう少し掘り下げてお聞きしますが、スクールカウンセラーのカウンセリングや、スクールソーシャルワーカーのコーディネーションは、対面でしょうか、オンラインでしょうか。

○事務局

基本は対面がほとんどですけれども、高等学校の例ですと、特にコロナ禍で自宅オンライン学習等の時期がありましたので、そうした時に電話でカウンセリングや相談に応じたり、持っているパソコンでオンラインで相談したり、ということも行なっておりました。

○永田委員

スクールカウンセラーをしている臨床心理士の永田ですけれども、付け加えまして、いじめに関して特化して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを使わせていただく利点としては、先ほど佐藤先生もおっしゃったように、同じクラスの中でいじめが起きた時に、担任の先生が話を聞いてくれるのがまず大事になると思うのですが、同じクラスの中で起こっている事象を、担任の先生が1人で被害だったり加害だったりと思われる生徒の話を聞いていくと、どちらも被害者だと言い始めたりして、ものすごく複雑なことになっていくことがあります。そこで、スクールカウンセラーや第三者がどちらかだけの話を聞くことや、まず被害者と申し出た生徒の話を聞くことによって、十分被害感を訴えられたのちに、先生方に問題解決をしていただくことができます。ですので、先生方が両方の話を平等に聞いているうちに、被害を本当に受けているお子さんの方が全然話を聞いてもらえてないとか、「あっちの話も聞いているだろうな」という思いを持たれ、問題が複雑になっていくことを防止するためにも、スクールカウンセラーを利用していただけたらいいのではないかと思います。

○片倉委員

私も、スクールカウンセラーを県立高校で3校ほど担当したことがあります。資料1の6ページや7ページ、「(2-9)いじめる児童・生徒への特別な対応」や「(2-10)いじめられた児童・生徒への特別な対応」の、スクールカウンセラーが関わったという項目のパーセンテージを見ますと、1.3%ですとか、ずいぶん少ないな、もうちょっと活用ができないのかなと思います。ただ、やはり高校の場合ですと、回数が少ないです。私の時は月1回各校に行っていたのですが、やはりタイムリーに相談できないと

ということが1つあると思います。それと、やはりカウンセラーというのは敷居が高くて、先生よりも、ちょっと相談に躊躇する部分があると思います。私も何件かいじめに関わる相談を受けましたけれども、女子生徒は自分から相談に来てくれます。でも男子生徒は、先生の勧めで来られた生徒がほとんどであり、男子生徒にとってスクールカウンセラーは敷居が高いのかなと思いました。ですから、タイムリーに相談できるようにということと、男子生徒に対する啓蒙というか、カウンセリングを受けた方がいいよと勧めるために、どのようにすればいいのかなと感じます。

○柳生会長

スクールカウンセラーが機能的に動けるような状況は、なかなか作れないものですかね。

○浅井委員

学校の運用にもよりますが、どうしてもスクールカウンセラーというのは、保護者面談や子どもの面談の予定が、目一杯に入っているイメージです。ですので、むしろそのあたりを身軽にして、もう少し子どもたちの教室の様子を見に行ったり、児童観察、生徒観察や先生方、担任へのコンサルテーションとか、そちらに重きを置くような運用をしないと、カウンセラーのほうから色んな心配を見出していくというところが非常に難しい状態になると思います。学校のスクールカウンセラーの使い方もあると思うのですが、意識を変えていかないといけないと思います。やはり面談重視よりも、もっとコンサルテーションや児童・生徒の観察あるいは教室環境の観察等のほうに時間を作っていくような運用に力を入れていただければと思っています。

○佐藤委員

私もいじめの調査に携わる中で、スクールカウンセラーに実際に繋がられるかどうかは、担任の先生次第ということを知ります。担任が繋がったほうが良いと思った場合には問題があるものとしてすぐ繋がりますが、担任がそこにアンテナを張っていないと繋がらないという実態があるということを知りました。このネットいじめに関しては、ただでさえ大人が被害に気づきにくいというところがスタートにあると思うので、ネットいじめに関してスクールカウンセラーなどにうまく繋がっていくというのは、まず、どう被害に気づくかというところに大きな課題があるのかなと思いました。

○柳生会長

私はドイツの学校をたくさん見てきましたが、スクールカウンセラーは日常的に朝から晩まで勤務していました。学校の授業も受け持っていました。ですから、スクールカウンセラーが1週間に1回しか来ないなら、こうなるのは当たり前なんですよね。茅ヶ崎市の例になりますが、教育委員会に弁護士を配置しています。茅ヶ崎市のほとんどの重大事案に関わっていて、学校と保護者が対立することがほとんどなくなりました。問

題が起こるとすぐに教育委員会から学校に駆け付けます。それで、私が皆さんに申し上げたいこととして、スクールカウンセラーは、心の病の専門家というイメージがあるかと思いますが、違うんです。心の様相を検査する専門家です。スクールカウンセラーといえば、すぐに心の病と結び付けられます。しかし、茅ヶ崎市の弁護士がやっている仕事は、心の病ではないです。トラブルが起こったらすぐに駆け付けて、問題をパッパッと解決する。茅ヶ崎市には30校か40校ありますが、ほとんど問題が起こってない状態で、すごいなと思います。スクールロイヤーをこういう風に全国に配置したらいいと思います。問題があったらトラブルを解決するというのは、ソーシャルケースワーカーと同じですね。世の中全体が、何かというと心の病と結びつける風潮ですが、それは違うと言いたいです。

○大滝委員

補足させてください。精神科医の立場で言うと、10代と20代、特に10代ですが、成長発達過程がどんどん変わっていくわけです。ごく特殊な発達障害の一部の人に薬を出す以外、それから非常に稀な精神病の人に薬を出すこと以外は、例えば鬱であっても、すぐ薬物治療はしません。その人が持っている苦しみや環境問題を一緒に考えて調整していくということが大事だと思います。ですから、やはり早期発見で早期治療になりやすい。できるだけ早く見つけて早く関わって、できることを大人が調整してあげるだけで、子どもたちは、すくすくと非常に元気になります。だから先生がおっしゃる通り、私は精神科医としても、子どもの精神病を早く見つけろという発想でなくて、困り事を一緒に考えることによって、心の病にならないようにできると思っています。いじめの問題とはちょっと外れましたが、非常に似た発想だと思います。

○柳生会長

ありがとうございます。私は、ネットリテラシーに関して、人間関係を調整するようなトレーニングをしたほうがよいということについて、茅ヶ崎市と話をしています。兎にも角にも、問題が起きた時に子どもたちがどのように行動していか分からないという状況です。ネットリテラシーについては、全国でも色んな県で取り組んでいます。ただそれが皆さんに伝わらないんです。だからそれを伝える努力を、教育委員会の方には是非やっていただきたい。私も茨城県や群馬県にも行ったし、色んな県でやってきました。また、いじめ防止対策推進法の理解についてですが、先生方は日常生活の中で指導していれば「いじめはこういうものだ」ということが分かるはずなんです。いじめの理解がされていないとか、いじめ防止対策推進法を知らないという問題ではなく、いじめはいけないものだということを知っていればいいと思います。いじめ防止対策推進法がなかった時代、西郷隆盛のお母さんが、お前は体がでかいから絶対に弱いものをいじめると毎日言っていたという話があるように、それでもちゃんと人の心や哲学というものは機能するんです。私たちはこの仕事をしてるからいじめ防止対策推進法を知っているだけであって、知らない人もいると思います。いじめ防止対策推進法のこと

は、採用試験にも出ているのでしょうか、最近はちょっと見かけませんが。これからは、普通学級との交流の関係で、特別支援の話が出てくるのでしょうかね。採用試験も、どうしても流行がありますから。いじめは、流行があっても変わってはならないテーマだと私は思いますので、毎年、いじめの問題を採用試験に出せばいいと思います。どうでしょうか、先ほど大滝先生からもネットリテラシーの問題が根本ではないかと出ましたが、何か付け加えることがありましたらお願いします。

○小島委員

先ほど会長がおっしゃったように、ネットの方をしてみるだけでも、他の県で、教育委員会から発した勉強方法ですとか、そういうものが出てきますが、神奈川県は何かやっているかを教えていただきたい。というのも、DVDを作ってPTAに配布したり、教室で使っていたりという話も色んなところで私も聞いています。あと、資料2の「その他」のところで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーという話もありますが、そもそも、教員の数は足りているのでしょうか。中学生、高校生くらいになってくると、不登校になると別の教室に行つて勉強を見てもらうということもありますが、小学校の場合はクラスが荒れてしまったりする。そうすると、そのお子さんはどこへ行くのだろうか、教員の数的に、フォローする人員があるのだろうかとか思います。余裕がないと、こういうものが見つけられないのかなと思います。お聞きしたい点は2つで、そういう勉強会的なDVDのような研究素材を活用しているのかということと、教員の数が足りているのかということです。よろしくお願いします。

○事務局

具体的な取組について、今手元に資料はないのですが、承知しているところでは、クラスの教室の中でいじめがあった時に、見て見ぬふりをしない、いわゆる傍観者にならないような教育を進められるように、県の教育委員会の方でもリーフレットを作って先生方へお伝えしています。それからやはり、いじめだけではないのですが、命を大切にすることの教育が大切だということで、そのような事業を行ったり、表彰を行ったりしています。また、資料1の7ページのところで、「(2-11) 学校におけるいじめの問題に対する日常の取組」という項目があります。これは、学校でも色々な取組をしてきているということを示しています。例えば、一番右の方に小・中・高、特別支援学校の合計があり、一番上の項目が、「職員会議等を通じて教職員間で理解を図った」となっています。こういったものの合計は、100%に近いような数字になっています。「校内研修会を実施した」87%、「道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げ、指導を行った」92%、「スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して教育相談体制の充実を図った」95%、「インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対応のための啓発活動を実施した」88%。このように数字上は、かなり取組がなされています。ただ、そうした中で先ほど色々とお聞きいただいているように、こうした数字に表れない部分と申しますか、これを超えた実効性のある取組が必

要なのかなというように捉えています。御質問の2点目の、教職員が足りているのかという点です。すみません、私からは、足りておりませんというようなお答えが難しいところではありますが、よく報道等されているように、なかなか教員採用が難しくなっているという現状にあるかと捉えております。そうした現状は、なかなか急には変えられないところもありますので、そうした中にあっても、こうしたいじめを防ぐとか、いじめになってしまっても、早く認知をして、重篤、重大化することを防いでいくという取組が求められているのかなと思っています。

○柳生会長

ありがとうございます。次のサブテーマに入っていきたいと思います。「いじめに関する正しい理解の促進について」ということで、事務局から御説明をお願いします。

－ 資料3により事務局から説明 －

○柳生会長

ありがとうございます。何か御意見がありましたら、お願いします。

○佐藤委員

いじめ防止対策推進法ということで、法的なことに関しては、やはり弁護士が学校に行って、教員向けの研修を実施していることが多くなっている状況です。学校において、外部の方を呼び、新しい知識を伝えていくような教員向け研修を増やしていくことが大事かと思います。

○柳生会長

他にございますか。浅井先生、市教委の立場から、いかがでしょうか。

○浅井委員

語弊があるかもしれませんが、基本的に私は、いじめの認知件数が増えるのはいいことだと思っています。まだまだ少ないと思います。とある市では、いじめの認知件数が0件の学校がある一方、いじめの認知件数が150件の学校があります。そういう差があること自体が、おかしいです。私が0件の学校にいじめの研修会で講師として行くことがあり、「皆さんの学校はいじめの認知が0件らしいですけど、素晴らしい学校ですか」という話をしています。これはいじめ防止対策推進法の定義に基づくと、やはり先生たちの頭の中には、「ばい菌扱い」するとか、「死ね」と言うとか、そういうようなイメージがあります。ただ、法の定義でいうと、良かれと思ってやったことも相手が嫌だと思ったらいじめになるという部分もあるので、友達同士の中でそういうネガティブな気持ちが起こらないはずはありません。「あなたたちの学校はそれを1件も見つけてい

ないのですね」という話になります。150 件の学校は 150、ちゃんと早期に発見して、それに対応して、それを解決しているわけです。でも 0 件の学校は、そういうものが一個もない、お花畑の学校ですねという話をしています。ですから、そういう意識から変えていくところが非常に必要です。また、ある市では、いじめ件数が V 字、令和 3 年度に右肩上がりになりました。令和 2 年度で 1200 件から 700 件に下がって、令和 3 年度でまた 1200 件に戻ったという。ちゃんと正常な値に戻りました。本当はもっともっと認知を進めていくべきだと思っています。なので、そここのところの意識が、教職員もそうですし、保護者の方々にも PR できればいいのかなと思います。

○大滝委員

直接的に、いじめの正しい理解の促進に繋がるかは分かりませんが、学校現場は本当にたくさんの方の事をしなくてはいけない中で、やはりいじめの問題を扱うということは、会長も言われていましたが、なかなか優先順位としては低いのだろうなと思いますし、本当にそれぞれの学校の先生は多忙だという認識でおります。それで、私どもの協会の中では、スクールソーシャルワーカーの仲間がいる中で、年々、県の教育委員会の人員を増やしていただきまして、仲間が増えているという現状については、理解しております。ただ一方で、やはり働き方といいますか、先ほどのスクールカウンセラーの方もおっしゃっていましたが、やはり中身、質をどのように今度は担保していくかというところの課題で考えた場合に、やはりスクールソーシャルワーカーがどれだけ働きやすくすることで、学校の先生たちをどうサポートしていくかという部分に、今度は目を向けていく必要があるかなと思います。例えば、県の教育委員会から我々の協会に、スクールソーシャルワーカーが、どういう風な活用をすれば働きやすいかとか、そういったところの実態をできればスクールソーシャルワーカーから聞いて欲しいという話がありましたら、いくらでも我々の方としては協力させていただければと思っています。現場で働いている人たちが、どういう風にしたらいいかというのは、一番本当に根本に考えていらっしゃると思いますので、もう少しそういった方々の声を聞けるような仕組みがあると、それが逆に言えば正しい理解というところにも繋がるのかなと感じました。

○片倉委員

先ほど少し話が出ていましたけれども、やはり傍観者についてアプローチする取組がないと思います。外国の研究ですと、いじめの光景を見て、傍観者の 83% が不快感情を持つという結果が出ているようです。そして傍観者であっても、心に傷を負って、ましていじめられた子が怪我したり、あるいは自殺したりということで、何か止められたのではなかったかとか、心に傷を持って、一生、それを引きずるというデータもあるようです。いじめというのはモデルがあって、そのモデルがいるから加害者になってしまうという、そういう経過もあるようですので、その傍観者もいずれまた、そういう場面を見て、それをモデルとして自分が加害者になるということも、あり得ないことではないと思います。やはり、傍観者がいじめを見た時にどうすべきかを伝えていくようなこと

や、傍観者の心のケアというのも、大事かなと思いました。

○佐藤委員

補足ですが、先ほど浅井先生の方からもお話があったように、いじめの認知が増えることは、すごくいいことだということは、弁護士の方でも伝えていきます。ただやはり、教員も働き方改革ですごく時間がない中、いじめの対応に当たっているということで、何のための認知なのかということころは、まず早期に対応するための認知なんだということを教員に伝えていくことや、それから、いじめという言葉を一応は使ってはいるけれども、被害、加害、双方が入り混じっているようなこともあるという現実についても、きちんと教員の方に伝えていくということが大事かなと思います。認知をすることによって、組織的に対応することができます。なかなか忙しい中で、教員も大変だなとは思いますが、組織的に対応することの意味や、きちんと事実を認定して、それから指導や支援にあたっていくというその具体的な対応も含めて、法の趣旨から説明していくことが大事かと思います。それが結局は子どもの人権を守りながらのいじめ対応ということに繋がっていくと思います。指導、支援の時に、いじめという言葉を使うべきかどうかということ、それは必ずしも使うべきではなく、ケースバイケースで使い分けていくことが必要だとか、そういう実質に見合ったような内容を、きちんと伝えていくことが大事かと思います。

○柳生会長

学校現場からの観点や、法律的な観点からも見て、とどのつまり、ぶつかる壁というのは、人の問題だと思います。やはり人が足りないと思います。ここを言わなければ何も進みません。ぜひ学校支援課の方には、人が足りないという声を挙げていただきたい。学校の先生方は、心に余裕がなければいじめの対応はできません。色んなビルドアップばかりで、スクラップがない世界ですから。そんな中でやれば、不祥事も当たり前起こってしまいます。その中で、いじめがどうだ、認知数がどうだとか、理想ばかり砂上の楼閣のことを議論しても意味がありません。やはり大事なものは、人が足りないということだと思います。先生方がどんどん潰れていっているような気がします。

○大滝委員

やはり学校に、カウンセラーとソーシャルワーカーを常駐させて欲しいというのは、この会として、まとめに入れておいていただきたいと思います。

○柳生会長

そうですね、いじめにも対応できますし。私が教員向けの講演会で講演する時に、心の病に罹っているような先生が周りにいたら手を挙げてくださいと問いかけると、大体すべての学校で手が挙がります。そんなに多いのかと驚きます。昔のように、心の病は真面目な人だけが罹るとか、そういうレベルではなく、みんなが罹っています。

○大滝委員

病院の中に精神科医がいて、コンサルテーションリエゾンチームを作るのですが、それが診療報酬に加算されるんです。このチームは要するに、その人が全部治療するのではなくて、色んな部署に行って、ドクターやナースの相談に乗るといった仕事をやっています。それによって病院全体に加算が付きます。県の場合、加算は付かないでしょうけれども。子どもを守る前に先生方を守ってあげないといけないと思います。そういった意味でも、ぜひお願いします。

○事務局

本当に貴重な御意見をありがとうございます。全く認識は同じかと持っております。スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの常駐が必要という御意見も全くその通りだと思っており、我々もそういった認識を持っております。常勤化については、昨年、首都圏の知事が集まる会議の場で、本県から国へ提案をさせていただいて、採択してもらいました。また、文部科学副大臣のところへ知事に行ってもらい、直接訴えていただきました。来年度、そういう中ではまだまだ足りないのですが、高等学校の方はようやくスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが全学校に週1日の配置にすることができました。小・中学校の方も、中学校174校には以前から配置しているのですが、週2日の重点配置のところを大幅に増やすことができ、合計で延べ264名の方が週に1回は勤務していただくということで、来年度にはそのような拡充を図れるところですので。常勤が必要だという御意見は我々も重く受け止めていきたいなど、引き続き取組をしていきたいとは思っています。

○清水委員

学校現場代表という立場から意見を申し上げます。今色々な御意見をいただき、皆様の話を聞いていて、非常に学校が危惧されていると感じています。いじめに関して言えば、被害も加害も両方いるわけですね。どっちが良い、どっちが悪いというのを、やはり私たちは子どもを預かっている以上、そこを判断していく難しさを非常に感じています。これもどなたかからお話があったのですが、被害の話を書く、加害の話を書くということで、両方とも「どっちもどっち」みたいな話だったりとか、被害だったのが逆にそれが加害に変わるという話があったり、そのあたりの正しい理解というところが、教員も少し欠けているのかなと思います。もう少しドライにというか、厳密、厳格な判断や対応が、必要ではないかと思います。そういう意味では、先ほど佐藤委員からお話があったように、弁護士の方の話を書くとか、専門家の話を書くということが、こういった判断や対応には、ある程度、ある意味有効なのかなと思います。教員の考え方を変えていくということでは、非常に意味のある取組になるかと感じました。

○松本副会長

いじめに関する正しい理解ということで、一言申し上げます。私は、大学の教職課程の、教員を目指している学生に教えているのですが、いじめの定義を聞いたところ、ほとんど皆さん知らない、理解していないのですね。というのは、中学校や高校で、いじめとは何かを、教えていないのだらうと思いました。ですから、いじめの正しい理解について、中学校、高等学校の先生は、地道に教えていっていただきたいなと思います。

○柳生会長

それでは、協議等ありがとうございました。できる限り、学校現場がゆとりを持って教えられるような体制を組まれるような努力をしていただければと思っております。協議の方は閉じたいと思いますので、最後に事務局からお願いします。

○事務局

今日はどうもありがとうございます。ちょっと時間を押してしまって申し訳ございません。貴重な御意見をいただいたので、次回にまた、7月から8月頃に第3回ということで予定させていただきたいと思います。また、サブテーマを2つ、ネットいじめと、いじめに関する正しい理解の促進ということで、今日いただいた御意見を、少しこちらを事務局の方でまとめさせていただいて、またそれを元に、少し御議論いただくようなことになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。もし何か今日の中で、時間の限りもあつて、言いたかつたことがあつたけれども、ということがありましたら事務局の方にお話しいただきましたらと思ひますので、よろしくお願ひします。